

**基礎講座第三講第三部(10月29日) 完成版
日本の安全保障と陣地戦の課題**

文化知普及協会 境 毅

目次

I. 日本の安全保障の特殊性

1. はじめに一基礎講座で解明してきたこと
2. 憲法第9条の果たした役割
3. 憲法を超える不可視の拘束力の存在
 - 1) 吉田・アチソン交換公文
 - 2) 60年安保改定期の基地密約
4. 沖縄をめぐる米国との抗いの歴史
5. 今後の課題

II. 憲法を超える不可視の拘束力

1. 吉田・アチソン交換公文
 - 1) 国連安保理決議第84号(1950年7月7日)(矢部、183~4頁)
 - 2) 吉田・アチソン交換文書(241~243頁)
 - 3) 矢部の解説
2. 60年安保改訂期の基地権密約
 - 1) 藤山外務大臣とマッカーサー駐日大使との密約
 - 2) この密約に至る駐日大使と藤山外相と間の交渉過程
 - 3) 行政協定と地位協定との対比

III. 沖縄をめぐる米国との抗いの歴史

はじめに

1. 第2章 講和条約第三条と安保条約
 - 1) 講和条約第三条
 - 2) 講和条約第三条の成立過程
2. 第3章 「三条失効」論
 - 1) 先例としての「奄美返還」
 - 2) 三条をめぐる国会論戦
 - 3) 国連加盟と岸訪米
3. 第4章 沖縄の法的地位と「植民地」問題
 - 1) 翻弄される沖縄
 - 2) 国連決議と三条の「死文」化
 - 3) 「政府統一見解」と沖縄返還

IV. 日本の安全保障の課題

I. 日本の安全保障の特殊性

1. はじめに一基礎講座で解明してきたこと

この講座に参加されているみなさんへ

次の言葉についての皆さんの頭にある概念を次のような概念に更新してください。

① 陣地戦

現代社会の陣地戦とは、市民社会を圧倒的な力量で支配している資本と国家によって形成されている陣地に対抗して、こちら側の陣地を創り出す抗いのこと。この抗いは政治運動ではなくて社会運動である。

② 市民社会

市民社会とは、資本主義的生産様式や、国家も含んだ広い概念とする。従来の市民社会と国家を分離する理解や、それをコミュニケーション関係に限定する狭義な理解を退ける。このように捉えることで、市民社会での資本への抗いや、国家の経済的機能（官僚に担われている）への抗いを理解することができる。

③ 資本への抗い

資本による支配の秘密は、商品から貨幣の生成過程にみられる商品所有者たちの無意識のうちでの本能的共同行為から解き明かされるべき。商品所有者たちは、商品というモノに自分の意志を預けることによってはじめて貨幣生成を実現する。この貨幣生成行為は、一回限りのものではなくて、商品所有者たちが自らの生産物やサービスを値付けして市場に商品として登場させる都度繰り返されている。だから市場がより高度な交易関係になると貨幣は死滅する。

資本による意志支配は、この商品における意志支配の発展形態である。資本家も賃労働者も、資本（資本は貨幣形態、商品形態、不変資本、可変資本等々の諸形態をとめない、かつ自己運動でこの諸形態を回転させながら自己増殖する価値）は、そのさまざまな局面での物的姿態において、資本家と労働者の意志を支配する。

商品・貨幣における意志支配も資本における意志支配も、人々はモノに意志を預けるので、これが意志支配とは意識されず、逆に自らの自由意思でモノをコントロールしているという観念に支配されている。

これが資本に対する抗いの困難性をもたらしている。

④ 国家とその官僚制への抗い

国家はその官僚制と税金によって、民間部分の事業に浸透し、日本では雇用労働者数で民間よりも多くを占めるようになってきている。例えば、国家が旗を振って新規事業を創生しようという試みは、敗戦後ならいざ知らず、今日では逆に日本経済の停滞をもたらす原因となっている。まともな資本主義が求められているが、それを岸田のように上から作ろうという発想自体が時代遅れだろう。

⑤ 陣地戦の目標

当面はよりよい社会の創造であり、日本では資本と国家官僚に抗って、自治的な経済活動を作り出すことである。

2. 憲法第9条の果たした役割

憲法第9条の条文は次の通りです。

「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

前項の目的を達成するため、陸海空軍その他の戦力はこれを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」

この憲法第9条に規定され、講和条約締結時の日本は、軍隊が存在しない国家の防衛をどうするか、という難問に直面していた。

日本政府の政策の変遷の具体的経過については、加藤典洋の諸著作で解明されていますが、ここでは、対米従属が政府自民党の基本政策として定着していく原因をまずは、憲法を超える不可視の拘束力の存在を解明します。本報告Ⅱ.での資料のまとめをここでつけてお

きます。

3. 憲法を超える不可視の拘束力の存在

1) 吉田・アチソン交換公文

① 国連安保理決議

いまも生きている 1950 年 7 月 7 日の国連安保理決議

この決議は、50 年 6 月に始まった朝鮮戦争に対して、アメリカが朝鮮国連軍を組織した時のもの。朝鮮戦争は停戦中なので、講和が成立するまで、決議は有効である。

② 吉田・吉田・アチソン交換公文

これはプラザホテルでのサンフランシスコ平和条約締結後、米軍基地に移動し、吉田首相ひとりが安保条約にサインするが、その後に署名した文書で公開されていない。

安保条約の原案と、後に吉田・アチソン交換公文を名づけられた書簡の原案は、1951 年 2 月 2 日から始まるダレスとの平和条約と安保条約との交渉の最終日、2 月 9 日に提示されていた。このときの交渉で、平和条約、安保条約だけでなく、日米行政協定と日米合同委員会の設置が合意されていた。

ポツダム宣言は講和後の占領軍の撤退を掲げていたが、日米両政府は、憲法 9 条で軍備を持たない日本の安全保障のために、占領下と同様の米軍基地を日本と沖縄に置き続けるための法的な措置を編み出そうと努力していた。

1950 年の安保理決議は、極東の戦争状態のもとでの日本の安全保障を規定したものであるが、吉田・アチソン交換公文によって、それが今日まで継続されることとなった。

2) 60 年安保改定期の基地密約

① 藤山外務大臣とマッカーサー駐日大使との密約

安保改定後も米国の基地権はそれまで同様に継続されるという密約。

② この密約に至る駐日大使と藤山外相との間の交渉過程

日本の場合、交渉に関して議事録も作らず、関係者に周知することもないが、米国では、交渉ごとについても文書による報告義務があるようだ。それだけでなく外交上の極秘電報まで、30 年後には公開される。

この電報で日本の当局の姿勢が描かれているが、これは自民党政治では一貫して変わっていない。

タテマエとホンネ。見かけは平等な条約にするが、密約によって占領状態が継続されている。

4. 沖縄をめぐる米国との抗いの歴史

この項目については資料に即して報告します。

5. 今後の課題

1955 年～1980 年代末 対米従属の下での経済の高度成長

米国との貿易摩擦

為替の是正 プラザ合意

1990 年～現在 対米従属の下での経済停滞

日本は今や国家破産の状況にある。これに対応できる緊急の政策提言が求められている。

II. 憲法を超える不可視の拘束力

1. 吉田・アチソン交換公文

1) 国連安保理決議第 84 号 (1950 年 7 月 7 日) (矢部、183~4 頁)

安全保障理事会は、大韓民国に対する北朝鮮からの武力攻撃は平和への侵害であると決定し、国際連合加盟国が武力攻撃を撃墜し、その地域における国際平和と安全を回復するために、大韓民国に必要な支援を与えることを勧告し、

① (略)

② (略)

③ 前記の安保理決議 (82 号と 83 号) にしたがって兵力その他の援助を提供するすべての加盟国が、それらをアメリカ合衆国にゆだねられた統一指揮権にもとに利用させることを勧告する。

④ アメリカ合衆国に対し、それらの軍隊の司令官を任命することを要請する。

⑤ 北朝鮮に対する軍事行動において、統一指令部が自身の判断によって国際連合旗を、参加国の旗とならべて使用することを容認する。

⑥ (略)

2) 吉田・アチソン交換文書 (241~243 頁)

国務長官から内閣総理大臣にあてた書簡

書簡をもって啓上いたします。本日署名された平和条約の効力発生と同時に、日本国は、「国連がこの憲章にしたがってとるいかなる行動についてもあらゆる援助」を国連にあてることを要求する国連憲章第 2 条にかかげる義務を引き受けることとなります。①

われわれの知るとおり、武力侵略が朝鮮におこりました。これに対して、国連およびその加盟国は、行動をとっています。1950 年 7 月 7 日の安全保障理事会決議にしたがって、合衆国のもとに国連の統一指令部が設置され、総会は、1951 年 2 月 1 日の決議によって、すべての国および当局に対して、国連の行動にあらゆる援助をあたえるよう、かつ、侵略者にいかなる援助あたえることも慎むように要請しました。連合軍最高司令官の承認を得て、日本国は施設および役務を国連加盟国でその軍隊が国連の行動に参加しているものの用に供することによって、国連の行動に重要な援助をこれまであたえてきましたし、またいまもあたえています。②

将来は定まっておらず、不幸にして、国連の行動を軍事支援するための日本国における施設および役務の必要が継続し、または再び生ずるかもしれません③ので、本長官は、平和条約の効力発生後に 1 または 2 以上 (=単数または複数) の国連加盟国の軍隊が極東における国連の行動に従事する場合④には、当該 1 または 2 以上の加盟国がこのような国連の行動に従事する軍隊を日本国内およびその付近において軍事支援することを日本国が可能にし、便宜をはかる⑤こと、または日本国と当該国連加盟国との間で別に合意されるとおりに負担することを、貴国政府に代わって確認されれば幸いです。合衆国に関するかぎりは、合衆国と日本国との間の安全保障条約の実施細目を定める行政協定にしたがって合衆国に供与されるところをこえる施設および役務の使用は、現在どおりに、合衆国の負担においてなされるものであります。

ディーン・アチソン

1951 年 9 月 8 日

日本国内閣総理大臣 吉田茂殿

内閣総理大臣から合衆国国務長官にあてた書簡

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、貴長官が次のように通報された本日付の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(アメリカ側の公文書がそのまま挿入されている)

大臣は、貴長官に敬意を表します。

日本国内閣総理大臣外務大臣 吉田茂

1951年9月8日

アメリカ合衆国国務長官 ディーン・アチソン殿

3) 矢部の解説

アチソンからの書簡に①～⑤のしるしが入れてあり、それらの文書への批判が述べられている。

①について

日本はまだ国連には加盟していないのに、加盟国の義務だけ負わされている。(240頁)

②について

日本は自発的に国連軍を支援したと述べられているが、実際には占領下でGHQの指示に従って米軍を軍事支援しただけ。警察予備隊は空になった日本の米軍基地対策として、命令によって創設された。(242頁)

③について

朝鮮戦争以外の戦争でも国連の行動に対する軍事支援に協力する義務を負わされている。(244頁)

④について

ここがマッカーサー解任後の第一次修正で変更された部分で、「国連加盟国の軍隊が、極東における国連の行動に従事する場合」日本が援助するという拡大解釈が可能なものとなった。(244頁)

⑤について (最大のトリック)

「最大のトリックは、現実には『支援される加盟国の軍隊』も『支援する加盟国』の軍隊も、どちらも米軍だということです。・・・国連軍の名のもとに日本に戦争支援の義務を負わせながら、現実には支援を受ける米軍は、国連からの拘束を一切受けずに、自由に軍事行動を行うためでした。」(245頁)

2. 60年安保改訂期の基地権密約

1) 藤山外務大臣とマッカーサー駐日大使との密約

1959年12月3日に合意した密約

①日本国内における合衆国軍隊の使用のため、日本政府によって許与された施設および区域〔＝米軍基地〕内での合衆国の権利は、1960年1月19日にワシントンで調印された協定〔＝日米地位協定〕の第3条1項の改訂された文言のもとで、1952年2月28日に東京で調印された協定〔＝日米行政協定〕のもとでと変わることなくつづく

②地位協定のなかの「関係法令の範囲内で」という表現に関して、もし日本の法律が米軍の権利をじゅうぶんに保障しない場合は、それらの法律の改正について、日米合同委員会で協議する

矢部による要約 「在日米軍の基地権は、1960年に調印された日米地位協定の第3条1項によって、それまでの日米行政協定の時代と変わることなくつづく」(69頁)

2) この密約に至る駐日大使と藤山外相と間の交渉過程

マッカーサー駐日大使からワシントンにあてた極秘電報

かれ〔藤山外務大臣〕は、行政協定について提案をしてきました。日本政府は本質的にい

って、行政協定を広く実質的に変更するよりも、見かけを改善することを望んでいます。その場合には、圧倒的な特権が米軍にあたえられ、実質的な〔改定〕交渉にはならないでしょう<1959年4月13日> (71頁)

私は行政協定の実質的な変更を避けるよう、岸と藤山にずっと圧力をかけつづけてきました。岸と藤山はわれわれの見解を理解しています<1959年4月29日> (72頁)

3) 行政協定と地位協定との対比

① 日米行政協定 (1952年) 第3条1項 (後半)

合衆国は、また、前記の施設及び区域〔＝米軍基地〕に隣接する土地、領水および空間または前記の施設及び区域の近傍において、それらの支持、防衛および管理のための前記の施設および区域への出入りの便をはかるのに必要な権利、権力および権能を有する。本条で許与される権利、権力および機能を施設および区域外で行使するに当たっては、必要に応じ、合同委員会を通じて両政府間で協議しなければならない。

② 日米地位協定 (1960年) 第3条第1項 (後半)

日本国政府は、施設および区域〔＝米軍基地〕の支持、警護および管理のための合衆国軍隊の施設および区域への出入りの便を図るため、合衆国軍隊の要請があったときは、合同委員会を通ずる両政府間の協議の上で、それらの施設および区域に隣接し、またはそれらの近傍の土地、領水および空間において、関係法令の範囲内で必要な措置を執るものとする。合衆国も、また、合同委員会を通ずる両政府間の協議の上で前記の目的のため必要な措置を執ることができる。(77～8頁)

矢部の批判 行政協定の「米軍が絶対的な管理をもつ」から、地位協定の「日本国政府が、関係法令の範囲内で必要な措置を執る」への変更は見せかけ。1)の②によって、これは行政協定と変わらないもとなっている。(80頁)

Ⅲ. 沖縄をめぐる米国との抗いの歴史

はじめに

平和条約締結後も沖縄は米軍の統治下におかれ、潜在的な主権は日本にあるとされてきましたが、日本国憲法は適用されない、いわば占領の継続がなされました。この憲法を超える法体系に抗った歴史的過程をまとめ上げた著書、豊下・小関著『沖縄 憲法なき戦後』(みすず書房、2018年)での米国の統治に対する抗いの過程の要約をします。

1. 第2章 講和条約第三条と安保条約

1) 講和条約第三条

講和条約第三条は、独立後の日本の領土を定めた条文で、そこで沖縄の処理が定められていました。まずは条文を上げておきましょう。

「日本国は、北緯二十九度以南の南西諸島(琉球諸島及び大東諸島を含む)、孀婦岩の南の南方諸島(小笠原群島、西之島及び火山列島を含む)並びに沖の鳥島及び南鳥島を合衆国を唯一の施政権者とする信託統治制度の下におくこととする国際連合に対する合衆国のいかなる提案にも同意する。

このような提案が行われ且つ可決されるまで、合衆国は、領水を含むこれらの諸島の領域及び住民に対して、行政、立法及び司法上の権力の全部及び一部を行使する権利を有するものとする。」(『沖縄 憲法なき戦後』、42頁)

この条文は、沖縄(琉球諸島)についてまずは合衆国が信託統治におくことを国連に提案すること、この提案が行われるまでは、合衆国が占領時と同様の権力を行使すると定めたものでした。

国連憲章は、第二次世界大戦の勝者である連合国(米・英・ソ、他)と、敗者である枢軸

国（日・独・伊）との間の戦後処理を含んだもので、そこにおいて戦勝国と敗戦国の地位は明確に分けられていました。そして、信託統治についての規定も、枢軸国の植民地や領土を処理する一つの方法として定められていました。

（注）

国際連合憲章は、国際機構に関する連合国会議の最終日の、1945年6月26日にサン・フランシスコ市において調印され、1945年10月24日に発効した。

その前文は「われら連合国の人民は、」ではじまり、第53条と第77条には「敵国」という文言があります。

アメリカが主導した国連は、植民地主義の排除を理念として掲げていて、戦勝国の植民地にもこの効力は及び、戦勝国の多くの植民地はそれぞれの経過を経て独立して行きます。

このような情勢の下で、沖縄で占領状態を続けることは、ポツダム宣言に違反すると同時に、植民地支配という疑念を国際社会に抱かせます。まずは第三条がこのような形でまとめられた経過を、豊下の著書に即してみていきましょう。

2) 講和条約第三条の成立過程

沖縄に対する基本方針について、米国内部で深刻な対立がありました。「軍部やマッカーサーは沖縄を日本から分離して米国の支配下におくべきと主張したのに対し、国務省は日本への返還を求めた。」（同書、42～3頁）のでした。国務省の考え方の背景にあるのは、第二次世界大戦が、ファシズム対連合国で、連合国は建前上植民地支配を否定していたことにあります。ポツダム宣言にも「日本国の主権は本州、北海道、九州及び四国並びに吾等の決定する諸小島に局限せらるへし」とあり、国務省は、沖縄は「諸小島」にあたるとみなし非軍事化して日本に返還すべきと主張していたのです。

この対立は冷戦の始まりによって、変化していきます。国務省のジョージ・ケナンは冷戦思考で米国の対日政策の根本的な再検討に乗り出しました。

1948年3月に日本を訪問し、沖縄も視察したケナンは、長文の報告書をまとめあげた。そこでケナンは『米国が沖縄に恒久的に施設を有する意思があるということについて決断すべきである。そしてそれにしたがって、そしてそれにしたがって、琉球の基地の開発を進めるべきである。国務省は、諸島に対するわれわれの恒久的な戦略的支配を可能にするような国際的認可を確保するという問題について、直ちに研究を開始しなければならない』と強調した。

このケナン報告にもとづいて国家安全保障会議（NSC）がまとめあげた、沖縄を『長期的に保持する』『沖縄および沖縄周辺での軍事基地の拡充』するとの文書を、トルーマン大統領が翌49年5月6日に承認した。こうして、米国による沖縄『長期』保有の方針が『国策』となった。（43～4頁）

ダレスの潜在主権論

連合国の中では、日本が沖縄の主権を放棄すべき、あるいは復帰すべき、というように意見が割れていた。ダレスは次のように述べました。

「最良の公式は、日本に潜在主権を残しつつ、米国を施政権者とする国連信託統治下におくことであるとする。」（48頁）

主権を奪ってしまった時のダレルの危惧。①沖縄での主権奪還闘争がはじまる。②ソ連が沖縄の主権が日本にあることを求める。③国連が沖縄とその住民の問題を扱う。④米国がごまかしによって沖縄の主権を事実上獲得したと非難される、という3点でした。

エルドリッチ、潜在主権が認められなければ信託統治協定によって永久に日本から分離されるのは確実で、これによって復帰の道が残された、と主張していますが、これに対して豊下は次のように批判しています。

「結論的にいえば、現実とは全く逆に、沖縄に関して信託統治協定をまとめることもできないし併合することもできない、という状況のなかで、はじめて三条が生み出されてきたのである。」（50頁）

ここで、国連の信託統治制度について触れておきましょう。国連憲章、第 12 章 国際信託統治制度は第 75 条から 85 条まであります。もともと国際信託統治は、ルーズベルトが、ヨーロッパ諸国の植民地を、民族自決の原則に基づいてどう処理するかという問題意識から提案したもので、例えばもともとフランス領であったインドシナが日本の占領から解放された段階でふたたびフランスの返されるべきではない、と考えて、これを国際信託統治のもとにおくことの必要性を訴えていました。(51 頁)

このルーズベルトの構想を背景として、1942 年 2 月には国務省内に、植民地問題に関する政策立案を担うべく戦後外交政策諮問委員会の下部組織として政治小委員会が設けられ、ここで、ヨーロッパ帝国主義を弱めることを念頭に、自治が準備されていない従属地域には国際信託統治に置かれることなどを規定した「国際信託統治に関する立案文書」もまとめられ、42 年から 43 年にかけては信託統治下におかれる従属地域の自治から独立への移行が議論の焦点となりましたが、やがて、従属地域の不安定さがアメリカの安全保障に脅威となる場合、といった安全保障の問題が大きな比重を占めるようになっていきます。(51 頁)

その結果、例えばマーシャル群島を制圧した米軍が、軍によりこれを併合しようという意志が表明されたときに、国務省が待ったをかけ、単独の奪取は植民地主義という非難を受けることを警戒しました。これは米国による国際信託統治構想が脱植民地化を装うことで、基地の確保を可能とするための手段として位置づけられていると豊下は述べています。(52 頁)

2. 第 3 章 「三条失効」論

1) 先例としての「奄美返還」

奄美と沖縄の分離

1952 年 8 月 15 日、米統合参謀本部のポスト講和期における米国の対沖縄政策。

① 現状維持、② 信託統治、③ 基地協定を維持したうえでの返還、④ 日本との共同主権、⑤ 米国への併合 (88 頁)

ダレスの指摘「第三条によってアメリカに与えられた権利と特権をいか様に行使するかについては米政府の意見が煮つまっておらず」(88 頁)

信託統治のデメリット、日本が国連に加盟した場合、国連の加盟国となった地域には信託統治は適用されないという憲章第 78 条の問題など。

この時は現状維持を選択した。(89 頁)

1953 年時点での米国政府の認識：「(ダレスは) そこでの統治が『厳しい戦時の性格と帯びており、その結果沖縄の人たちの 90 パーセントが米国を憎んでいる』と指摘し、『時代遅れの戦時指令を取り除いて文民統治に移行させる』ことによって事態を改善させるべきと主張した。」(92 頁)

奄美の基地としての重要性が低いので、返還すべき。

8 月 8 日、吉田と会談直後声明を出し、日本政府と合意できれば、奄美に対する諸権利の放棄する意志を明確化。(94 頁)

返還をめぐる軍部と国務省との意見対立、日本に返還して、緊急事態の時に日米合同委員会などの手続きを待ってられない(軍部)。(95 頁)

10 月末に妥協。

「奄美に関して特別協定を結ぶことは避け、代わりに日米間の交換公文のなかで、『奄美群島と沖縄との間に存在する特別の戦略的関係を日本が認める』との一文を記し、それに併せて『非公開の議事録』において、空域と領水へのアクセス、土地の調査をおこなう権利、レーダーシステムを妨害する装置の除去、レーダーシステムの保護、将来必要となる新たな施設の確保などを明記する、というものであった。」(95～6 頁)

日米間の交渉

1953 年 12 月 24 日、奄美返還協定が調印された。

返還協定にともなう日米合同委員会で「秘密議事録」が作成される。(英文は公表されて

いる)。これは沖縄返還時の密約の先取り。(97 頁)

ブルースカイ・ポリシー

「極東に脅威と緊張の状態が存する限り」、米国が「現在の権限及び権利を引き続き行使することが、アジアおよび世界の自由諸国の平和と安全保障への協力が成功するために肝要であると信じる」

「三条失効」への歩み

三条は、米国が沖縄を信託統治のもとにおくという提案を国連に提案するという前段と、それを前提に米軍が沖縄に対する施政権を行使するという二段階の構造となっています。米国が「信託統治の提案を行わないという意思決定を下す一方で、米国が無期限の沖縄支配を宣言するという事は、あたかも前段が存在しないかのように振る舞うことを意味しており、後にくわしく論じるように、三条の失効という大きな批判を巻き起こすこととなった。」(101 頁)

三条の文脈の破壊

また、ダレスの「ブルースカイ・ポリシー」＝「極東に脅威と緊張の状態が存する限り」は三条に記載がなく、これで米国の立場を補強することはできない。

これらは、沖縄支配の国際法上の根拠の喪失を意味し、米国もそれに気づいていた。

米国は奄美は返還したが、沖縄は応じないということの意味。一切の制約なき軍事行動の自由を沖縄において確保することの意味。

「何十万という膨大な数の住民を“無憲法状態”におくことが『自由世界』の安全保障を確実なものにする大前提だ、という論理そのものである。」(103 頁)

この矛盾をダレスは「日本はアジアにおける安全保障を高めるために必要な義務を何ら果たそうとしていない」(104 頁)と変化球を投げた。論点ずらし。

「とはいえ、沖縄の返還問題と、再軍備・防衛力の増強による日本の『自由世界』への軍事的貢献の問題とをリンクさせる論理が、この後の日米関係を呪縛していくこととなる。」(104 頁)

2)三条をめぐる国会論戦

国連憲章上の根拠をめぐって

1951 年 8 月 16 日の国会での吉田答弁

前日夕刻に講和条約最終案が届いた概要を説明

沖縄は「すでに日本の領土権を離れておる」(105 頁)と説明。返還は米国の好意による。

国会に、調印された講和条約と安保条約について集中的に審議するための特別委員会が設置された。

吉田の説明「憲法 9 条によって日本には防衛力がない、したがって沖縄の安全、日本の安全、東洋の平和のために米軍が沖縄を支配する」(106～7 頁)

芦田の問いかけ「『本土と同様の意味における』米軍基地を沖縄におくというのであれば、日本から分離する必要はないのではないか、という問いかけであり、この問題は今後の国会における論戦の重要な焦点になっていく。」(107 頁)

信託統治提案前の段階で、日本に主権はあるのか。吉田の答弁で「速記中止」以降は西村熊雄条約局長が答弁する。西村は領土権の存在を強調。領土権がないという吉田発言と正反対。しかし、西村発言にも矛盾。国連憲章 77 条、信託統治の種類で、日本の植民地であった朝鮮や台湾には該当するが、沖縄には該当しないので国連憲章と矛盾する。

「軍事根拠地」をめぐって

「沖縄は植民地でも非自治地域でもないのになぜ信託統治のもとにおけるのか、ましてや『軍事的根拠地』を設けてはいけないのではないのか、という問題が焦点となった。」(110 頁)

「国連の基本的目的に関する右の規定には、連合国が枢軸陣営を武力によって打倒し、その結果として新たな国際組織である国連が組織されるにいたったという、という歴史的な経緯が反映されている。」(110 頁) 国際連盟との違い。連盟時代にも信託統治はあった。

「信託統治の真の目的は、76条の第2項に規定されている。つまり、『信託統治地域の住民の政治的、経済的、社会的及び教育的進歩を促進すること』を通して『自治または独立に向かった住民の漸進的発達を促進すること』である。さらに第3項では、「人種、制、言語または宗教による差別なくすべての者のために人権及び基本的自由を尊重するように奨励し、且つ、世界の人民の相互依存の認識を助長すること』が定められている。」(111頁)

西村は米国は信託統治にしても、住民の人権保障と独立の方向への必要性を認めていないという認識。これはダレス発言の影響。

戦略的信託統治に関わる規定

「戦略的信託統治は安全保障理事会の管轄下にあり、『閉鎖地域』を設けて国連の視察を拒否できる制度で、現実には、日本の委任統治領であったミクロネシアにのみ適用された。」(112頁)

ダレスは、信託統治にかんして、戦略的信託統治を念頭に置いていた。

西村は異動で下田が引き継ぐ。吉田が兼任してきた外相も、岡崎に。こうした人事異動にともない、三条をめぐる政府側の議論は、さらに混迷を深める。

例：沖縄に基地を置くだけなら、日本の返還してもいいのではないか、という野党の質問に同意した。そのうえで沖縄を基地に東南アジアに侵略した日本への不信を問題化。

「琉球諸島住民の実情」

「さて、沖縄の返還問題を日本への『不信』の問題とリンクさせる論理が国会で展開されていた当時、沖縄では米国による支配の前提を揺るがすような事態が生じていた。それが、米軍用地の強制収用問題である。米国政府は、中国の国共内戦で共産党勢力の勝利が時間の問題となってきた1949年7月に、翌年度予算で沖縄の軍事施設費を計上することを決定し、沖縄での本格的な基地建設に後出した。問題は、基地建設のための土地収用であった。」(115頁)

沖縄の統治の原則は、1945年4月5日に公布された米海軍政府布告第1号(ミニッツ布告)だった。占領軍としての戦時行政が継続していて、土地収用も地料支払いや、損害賠償もなしだった。

講和後の53年4月に「土地収用令」が公布され、「米軍が白羽の矢を立てた土地は、地主の意思にかかわらずいつでも権利を獲得できる」(116頁)

「これに対し、同年5月5日には立法院が土地収用令の撤廃要請を決議するなど抵抗運動が盛り上がったが、米軍側は各地に武装米兵や戦車さえも出動させて強制的に土地収用を進め、沖縄本島でいえば56年3月末までに総面積の約12%が、伊江島では67%以上が軍用地として米軍に収用された。」(116頁)

1954年2月17日、衆議院外務委員会で、琉球諸島住民の実情についての参考人からの意見聴取が行われた。

沖縄出身元大蔵官僚の神山政良が参考人として発言。(116頁)

1952年2月29日の「琉球政府設立に関する布告」は文面は民主主義的だが、米民政府は、拒否権を持っていた。立法権は立法院に属するとか、行政権は行政主席に属するとか、基本的自由は公共の福祉に反しないかぎりこれを保証するとかの文言があるが、拒否権を米軍が持っていた。

「ほんとうの立憲政治は行われておりません。相かわらず軍政府のもとの独裁政治というものになっております。」(117頁)

1953年4月1日の立法院の選挙で、米軍当局の反対した候補者が当選したら、その選挙は無効とされた。行政主席はまだ公選が行われていない。

軍用地の収用問題について。

「実際の価格の約一割か二割くらいにしかならない」「収用の仕方が非常に乱暴である。」(117頁)

沖縄の悲惨な状況が全国的に知れ渡ったのは、1955年1月に朝日新聞が「米軍の『沖縄民政』を衝く」という特集記事を掲載してこのこと。(118頁)しかし、国会ではすでに

一年近く前からその実情が明らかにされていた。

改進黨並木芳雄の質問。安保条約のもとで沖縄も本土並みにすることをアメリカが拒否する理由を質問。

岡崎外相の答弁。本土では憲法が施行されており、表現の自由や報道の自由、デモや集会の自由があり、基本的人権が保障されているので、これが沖縄に持ち込まれると米軍の行動に重大な制約が課されることになり、沖縄の現状を死守したい。

石川県の内灘での反基地闘争、そして決定的だったのが、ビキニ環礁での核実験で、第五福竜丸が被爆し、広範な反核・反米運動が起きたこと。海兵隊は本土から沖縄に移駐し、沖縄は核の島として要塞化されることになる。

「軍権力が民主主義を超越」

1954年4月30日、立法院で「軍用地処理に関する請願決議」が採択された。一括払い反対、土地の完全補償、米軍による一切の損害の適正賠償、新たな土地の接收反対、の四原則。

1954年末に吉田政権が崩壊し鳩山政権が成立。翌年朝日新聞の特集がはじまる。(120頁)朝日特集の背景。

1954年1月に那覇在住の米宣教師オーティス・ベルが米雑誌に「沖縄住民に対してフェア・プレイを」という米軍批判の論文を投稿、これを読んだ国際人権連盟議長でアメリカ自由人権協会の設立にもかかわったロジャー・ボールドウィンが目にしたことであった。彼は占領期にマッカーサーの顧問として来日し、日本の自由人権協会の立ち上げに寄与した。このような経過があつて、ボールドウィンは、自由民権協会に沖縄の人権問題を調査するように依頼。10か月にわたる協会の調査の成果が特集記事となった。(120頁)

その反響に驚いた米極東軍総司令部が3日後に反論。

朝日の再反論、多くのメディアも特集記事を組んだことで本土において沖縄問題をめぐって世論が大いに喚起されることになった。

1955年1月末にはカルカッタでアジア法律家会議が開催され、沖縄における人権問題が討議され、沖縄問題は国際的な広がりを見せた。

ボールドウィンの問題意識：政治的立場は反ソ・反共だが、共産主義者のプロパガンダに利用されないために正当な手続きと民主的協議というアメリカの原則を実行したとしても軍事的安全が脅かされることはない。

1956年12月那覇市長選で瀬長亀次郎が当選すると、米軍当局は追放処分。これにも彼は批判した。

「つまりボールドウィンが問うたのは、安全保障を理由に、なぜ人権や民主主義が抑圧されねばならないのか、という根本問題であった。実は、これこそが沖縄問題の核心に位置する問題であり、米国ばかりでなく、日本政府に対しても正面から突き付けられる問題に他ならなかった。」(123頁)

「信託統治になったよりも悪い」

国会では沖縄と沖縄住民の国際法上の地位をめぐって激しい議論がなされた。

55年6月9日の衆議院法務委員会では、社会党の猪俣議員が、沖縄漁民の遭難とインドへの漂着に対して、インド政府は領海侵犯として留置処分に。インド政府もアメリカ政府も無国籍扱いにした、という問題。

潜在主権といわれているが、現実には日本政府に主権はない、という現実を踏まえて、「政府が沖縄住民を日本国民と主張する『法的根拠』を問うた。」(124頁)

花村法相の答弁

ずっと一貫して日本国籍を持つてはいるが、司法、立法、行政等に対する国権がアメリカの手に移っているという意味において国民の権利も制約を受けている。こういう制約があつても日本人である。

猪俣：国民の保護権はどうなるのか。外交的保護権の問題を提起した。

下田条約局長の答弁

「日本の主権下に残してくれたことはありがたいが、その結果、信託統治になったよりも

悪いというような現実があるとするならば、それをよくアメリカ側に徹底させて反省してもらいまして、何とか沖縄の残っておられる同胞の幸福のために、私どもは全力を尽くさなければならぬという感じを、けさほど来しているのでございます。」(126 頁)

これまでの日本政府の沖縄への無関心、実情をつかんでいなかった。

「軍事的必要がすべてに優先する」

米国は反省するどころかプライス勧告でさらに過酷な施策を押し付けた。

米国は 55 年 10 月下旬から約 40 日にわたり、プライスを長とする調査団を沖縄に送り、米軍用地の収用問題について調査を行っていた。この調査は土地を守る四原則を訴えたことを受けたもの。(127 頁)

勧告は沖縄のもつ戦略的重要性が強調された。

「プライス勧告の核心は、『沖縄における我々の最重要の使命は戦略的なもの』であり、したがって『この使命に伴う軍事的必要性がすべてに優先する』と結論づけたところにある。」(127 頁)

さらにアイゼンハワーの年頭教書「我々は沖縄における基地を無期限に維持する」という文言も引用されていた。

これに対して米軍用地の強制収用に反対する運動は「島ぐるみ闘争」に発展していく。

しかし、鳩山首相は沖縄には冷淡ともいってよいほどの無関心だった。(131 頁)

一法務官僚の論理

鳩山の弱腰の背景には、法学者横田喜三郎の所論があった。事実上の植民地状態の告発は可能だが、日本は国連に加盟していない状態では、アメリカに対する内政干渉になる、という二つの制約がある。

この横田説への反論

信託統治提案以前での沖縄の法的地位について、横田は不確定だというのが、そうだと無国籍となる。沖縄は政治的に未決定だということで法的に不確定ではない。法的には日本国民である、と反論。ここから、政府の外交保護権による沖縄島民の保護を求めた。

これを踏まえた 1956 年 6 月 19 日の法務省の「土地問題に関する法務省見解」を公表。

「合衆国政府は、こと沖縄の住民の処遇に関する限り、自国の国民に対すると同様の完全な自由裁量権を有するものではない。合衆国政府は、軍事的見地にもとづくいかなる要請があるにもせよ、すくなくとも文明諸国の共通の最低基準に適合する処遇を沖縄の住民に与える義務を負う。もし合衆国政府がこの義務に違反して沖縄の住民に対して不当な処遇を与えたとするならば、日本国政府は、在外国民に対する保護権にもとづいて、合衆国政府の当該施策に対して干渉する権利を有する」(135 頁)

日本政府内部での深刻な亀裂、しかし、重光外相は外交保護権には否定的だった。

「日本を独立させてから憲法を改正する」

大橋議員の意見

「憲法を改正しても“押しつけ安保”のもとにあるかぎり日本の独立はありえない以上、憲法改正の前にまずは『安保条約を改廃』すべき、という主張なのである。」(138 頁)

「先例のない事態」

「琉球諸島は日本の領土である、信託統治もいまだ未施行である、アメリカの植民地でもなく、属国でもない、しこうしてまた占領地でもない、こういう地域にあたる」(139 頁)

田畑茂次郎

「沖縄や小笠原に対する米国の権利は、他に例を見ない広範かつ強力なものになっており、法律的にはとにかく、実質的には、領土の割譲に近いものとなっている・・・米国が沖縄に対して強力な権利を持っていることは、果たして正当な根拠に基づくものといえるかどうか・・・領土不拡大の原則（に照らして）・・・日本としても、連合国がこの原則に従って公正な決定を与えることを要請することは可能であり、また必要なことだといっていい」(141 頁)

先例のない事態は、沖縄に対する米国の支配の国際法上の根拠について説明できない。日

本の国連加盟によって、一層深刻な問題となった。

3)国連加盟と岸訪米

「植民地を信託統治に」

1956年12月18日の国連総会で日本の加盟が認められた。

国連憲章第78条：信託統治制度は、加盟国となった地域には適用しない（142頁）

「日本が国連に加盟するならば、右の規定によって沖縄には信託統治は適用されず三条は失効するのではないか、という問題である。」（142頁）

この問題は講和条約発効後の1952年5月7日の衆議院外務委員会において既に取り上げられていた。

西村の答弁は、矛盾しないというもの。

78条は対象地域がシリア・レバノンに特定された既定であること、77条第1項cの規定「施政について責任を負う国によって自発的にこの地域下におかれる地域」をあげた。

政府側の答弁はこれで一貫していた。

「ある地域が独立して、国連加盟国となった場合は、同地域には信託統治制度は適用しないという趣旨であって、国連加盟国の領域の一部が信託統治制度の下におかれることを排除するものではない」（144頁）

この見解の問題点：

77条cは、植民地及び保護領に対する規定であるから、政府答弁は沖縄を植民地と位置付ける以外にはない。（146頁）

1965年9月の政府統一見解までは、このような認識だった。

「国連当局と話し合うべき問題」

三条以外の新しい問題：「日本が国連に加盟するということは、沖縄の国際法上の地位をめぐって米国と『交渉し、また国連当局と話し合うべき問題』であると、岡崎外相が認識していたことである。」（148頁）

横田喜三郎に議論からすれば、「日本の国連加盟が実現したことで、日本は米国に対して沖縄における人権蹂躪について『主張』できる条件が整ったことになる。」（148頁）

日本で活発に議論されたが、米国でも問題の深刻さが認識されていた。（149頁）

米統合参謀本部1952年8月15日にまとめた、「ポスト講和期」の沖縄政策に関する覚書で、78条の規定を上げ「講和条約三条が信託統治を前提としている以上、『もし日本が国際連合のメンバーとなるならば、〔三条は〕挑戦と無効化の対象となるであろう』と指摘していた。（150頁）

日本の国連加盟後1957年1月7日、「国務省のロバートソン次官補はダレス長官あての覚書で、『日本は国際連合の中のアフリカ・アジア・グループのリーダーになるとの希望をもって同ブロックとの関係を急速に強めるであろう』との警告を発した。」（150頁）

日本の石橋政権への警戒。

1957年2月25日、岸が首相に。岸は親米だが、沖縄では独自に動いていた。

「法的根拠において主張する」

政府は米国の沖縄政策を第三条によって正当化してきたが、これを維持することが困難に。

岡田春夫の質問。

岸は法律論としては認め、政治的な問題を強調した。

「沖縄住民の血の叫び」

1957年4月16日、衆議院法務委員会での社会党の佐竹晴記の視察報告。

1955年3月11日の伊江村真謝区での軍用地接種の実情

「この島は米軍の血によってあぶなった島であり、君たちは三等国民だから黙れと言って相手にしない、米兵士がピストルを突きつけたので、恐怖のあまり区民はただおろおろと逃げまもるのみで、なすべきすべを知らなかった」（158頁）

岸首相の積極姿勢

「リーズナブルな期限」

「ところで佐竹は、『沖縄住民の血の叫び』として久志村辺野古、伊佐浜、伊江村真謝の三つの地区の事例を明らかにし、岸はそれを『悲痛な言葉』として聞いたわけであったが、こうした具体的な事例が国会で明らかにされ議論されることは、きわめて重要な意味をもっていた。なぜなら、ここにこそ沖縄問題の本質が現れているからである。」(160頁)

「当時の日本では、すでに述べたように、全国各地で米軍基地の建設や拡張に反対する闘争が展開されていたが、日本の憲法が適用される以上、米国側は久志村辺野古、伊佐浜、伊江村真謝など沖縄で行っているのと同様の行為をとることはできない。だからこそ、佐竹の質問から四か月後の57年8月には、本土の岐阜や山梨などの駐屯していた米海兵隊が沖縄に移駐したのである。」(161～2頁)

「とすれば、そもそも米国はなんのために戦い、いかなる価値を実現するために軍事作戦をてんかきするのであろうか。80万人の人々を『自由主義』『民主主義』『民主的なルール』の外に追いやって戦われる戦いとは、いかなる意味をもつのであろうか。自由と民主主義を守る戦いのために自由と民主主義を抑圧する、しかもそれを、組織的かつ大規模に長期にわたって実施するという“究極の逆説”が、他ならぬ沖縄に生み出されることになった。こうした背景があるからこそ、実に皮肉なことに米国は、共産主義者による『植民地主義』との批判キャンペーンに、過敏なほどに反応せざるをえなかったのである。」(162頁)

岸：ブルースカイにならないかぎりという判断を米国だけにゆだねるのは間違いで、日本側も加担すべき。(163～4頁)

「米国の権利は暫定的」

1957年4月10日、岸・マッカーサー駐日大使と非公式の会談。訪米に向けての準備でこれ以降数回の会談を重ねた。

岸は、国民感情の悪化により、10年のタイムリミットを話題とした。

ダレスの干渉：駐日大使は交渉しているわけではない、会談を減らすべき、という指示。ダレスは日本の中立主義的立場を懸念。

1957年6月19日、岸・アイゼンハワー首脳会談

岸

① 三条に10年のタイムリミットを設ける

② 沖縄における米軍基地の必要性は認めるが、基地のために施政権の全部を米国が保持することは理解できない。土地問題は深刻である。

アイゼンハワー

日本が共産主義と戦う真のパートナーになる精神力を持つことの要請。人口密度の高い国に外国軍が存在することによってきわめて深刻な問題が引き起こされていることは認識している。侵略があったときに日本からの干渉を受けることなく迅速に反撃できること、それだけだ。(170頁)

6月20日からのダレス国務長官との会談

ダレス：沖縄の問題は、軍人が必要とする自由、軍事計画を作る上において他から拘束されない自由。

岸：「防衛整備計画を着実に遂行しつつあると応じたうえで、日本の防衛略の増強と国連加盟によって日米関係は安保条約締結時とは異なった段階に入ったと述べ、両者の新たな協力関係の構築の必要性を説いた。」(172頁)

ダレス：奄美と違い、沖縄での米国の支配を放棄するいかなる可能性もない。

岸：沖縄返還要求を口に出せず。(172頁)

「他の選択肢」

岸の訪米によって、ダレスは日米関係の大きな変化が起きたことを認め、「建設的な時代の始まり」だと褒めあげた。(175頁)

会談で、沖縄に対する日本の潜在的な主権がはじめて公式にみとめられたが、ブルースカ

イ・ポリシーの原則が、日米共同声明において明文化された。これによって施政権の返還要求は事実上凍結されることとなった。(176 頁)

パワー・ポリティクスの欠落

旧安保条約第四条、条約の効力についての規定。これをめぐる議論があった。

講和条約第三条もその性質上暫定的なものだということで、これを共同声明に盛り込むよう努力すべきであった。なぜ岸はそこに踏み込めなかったのか。

「国連に提案する」

岸は国連カードを切るべきだった。

「日本が国連に加盟してから初の日米会談において、日本政府はパワー・ポリティクスの“常識”を欠落させた外交を展開し、これ以降大きな負債を背負い込むこととなった。」(183 頁)

ブルースカイ・ポリシーは、1967 年 11 月の佐藤・ジョンソン共同声明で削除されるまで、両国間の公式表明でもちいられ、日本による沖縄の施政権返還要求を封じ込める役割を果たすことになった。(183 頁)

3. 第 4 章 沖縄の法的地位と「植民地」問題

1) 翻弄される沖縄

沖縄統治の法的基礎をまぐって

1957 年 1 月 7 日 国務省ロバートソン、ダレス宛書簡で、沖縄を日本に返還するということも選択肢の一つ、という提言。(186 頁)

ダレス：日本の国連加盟と、沖縄人民の闘争の激化で、新しい段階に入ったことを認識している。(187 頁)

つまり沖縄無期限支配の国際法上の根拠の薄弱さがある。

法的には、1954 年 4 月の「琉球列島米政府指令」だけ。これは一時的な間に合わせ。

(187 頁)

講和後の沖縄への米国の法的対応の歴史的検討がある。

「偽善的文書」

「飛び地」分離返還構想

「日本は返還を求めない」

アメリカの状況に対して、日本は沖縄返還の圧力をかけていない。(202 頁)

沖縄の現状が日本の安全保障にとって不可欠という認識。

「第三条の根拠がなくなる」

日本の国会での議論で課題となっていた。

「緊張緩和」をめぐって

ブルースカイ・ポリシーに対して、緊張緩和の外交努力という課題が国会で議論された。

(210 頁)

安保改定と条約地域

米国は、集団的防衛体制の方向で、「太平洋」を新条約の地域に含めたい。(214 頁)

「施政権がへこむ」論

集団的防衛体制とは「米国と韓国、米国と台湾の相互防衛条約が、それぞれ沖縄を条約地域に設定していること」(218 頁)

日本がこれに加わることは、憲法の規定に反する。米国は憲法改正を示唆する。(219 頁)

「憲法が適用されることはない」

国会の議論で、沖縄には憲法は適用されることはないという認識が示される。(221 頁)

「岸の場合は、北東アジアに米国が主導する共同防衛体制を構築し、そこに日本が沖縄を要石に位置付けて韓国や台湾とともに参加することをとおして施政権返還の道筋をつけていく、という構想である。これに対して飛鳥田の場合は、米国による沖縄支配の国際法上の

根拠が失われていくという問題を、米国はもちろん国連や国際社会に訴えることをとおして、国際的な枠組みの中で沖縄の返還と地域の緊張緩和をはかっていく、という展望である。」(222頁)

「沖縄人だけ戦禍にさらす」

沖縄が米・韓・台の共同防衛地域になっていることが明らかになると、59年1月「安保改定よりもまず復帰」を掲げて祖国復帰県民大会が開催され60年4月28日には沖縄県祖国復帰協議会が結成された。(225頁)

2)国連決議と三条の「死文」化

「植民地独立付与宣言」

1960年12月14日国連総会は「植民地と人民に独立を付与する宣言」を採択。賛成国89カ国、反対なし、棄権9カ国(226～7頁)

「返還を求める意図は全くない」

池田のケネディ大統領との会談(232頁)

「返還を強く主張」

池田の首脳会談における自己の発言への国会での虚偽答弁。(237頁)

「植民地の概念には入らぬ」

国連の決議をめぐって日本の外務当局は四苦八苦。(240頁)

「2.1 決議」

沖縄からのメッセージ。(241頁)

「死文」と化した三条

信託統治地域が次々と独立することで信託統治制度の終焉。(248頁)

「ダレスが避けたかった情勢」

米国側が、三条の死文化を深刻に認識していた。

「沖縄住民の政治的特徴」

3)「政府統一見解」と沖縄返還

“虚偽発言”から「密約」へ

佐藤首相は、日米首脳会談での池田の虚偽発言を批判し、自らは米国に対して正面から沖縄返還を要求していくと言っていた。

池田が病に倒れた後、65年に政権を握った佐藤は、65年以降沖縄問題に取り組み、69年11月のニクソン大統領との共同声明を経て、72年5月に『核抜き・本土並み』の一括返還を成し遂げた。(256頁)

「ところが、実に皮肉なことに、池田の“虚偽発言”を批判した佐藤が、返還にあたって『核密約』『財政密約』といった重大な「密約」を取り交わしていたことが、その後明らかになってきた。」(256頁)

佐藤はなぜ密約を結ぶような関係に入り込んだのか。

豊下は、講和条約第三条についての政府統一見解が問題だったと主張している。

ダレスが講和会議で言及した「潜在主権」、これが沖縄返還の足掛かりになったことは間違いない。

「ところが、この『潜在主権』の前面に立ちはだかったのが、他ならぬ講和条約第三条である。前述したように、佐藤政権は65年9月7日に『政府統一見解』を発したが、そこでは、『米国が、信託統治の提案を行わないことをもって、同条違反であるとか、米国による施政権行使の根拠が失われたとかいうことはできない』との見解が示された。これでいけば、講和条約三条は、米国による沖縄の事実上の“無期限支配”を法的に根拠づけたものとなる。」(257頁)

政府統一見解の問題点。

三条失効の局面はいくつか存在した。①奄美返還の時の、アイゼンハワーが打ち出した

「ブルースカイ・ポリシー」時に、これは三条には書かれていないという問題。 ②1956年
末に日本が国連に加盟したとき。この時の国会での議論。信託統治論の破綻。 ③1960年
12月の国連の「植民地独立付与宣言」、これらの局面で日本政府は外交的努力をしなかった。

では佐藤は何を根拠に沖縄返還を求めたのか。

それは沖縄住民と日本国民の「強い願望」でこれに米国が応えてくれることを期待。(261
頁) 政府統一見解にある「日米友好関係を背景とする日米間相互信頼に基づき解決を図るべ
き問題である」という立場。(261頁)

67年11月のジョンソン大統領との二度目の会談で佐藤が切ったカード。

11月15日の日米共同声明から「ブルースカイ・ポリシー」への言及が消えた。その理由
は佐藤が切ったカードにある。

佐藤のアメリカでの演説。「沖縄が日本本土に復帰することと、沖縄の基地がその機能を
有効に果たすことは決して矛盾するものではない」(264頁)

つまり「沖縄が返還された後も、米軍の軍事拠点としての沖縄が占領期同様に機能するこ
とを日本が保障するような枠組みで沖縄の返還を図る、という路線で突き進んだわけであ
る。」(265頁)

核密約と財政密約を結ばざるを得ない必然性がここにあった。

IV. 日本の安全保障の課題

1. 日本政府は、現在独自の外交を展開する能力を欠落させている。
2. ブルースカイ・ポリシーを逆手に取った、緊張緩和の外交的努力こそ求められている。
3. その際の安全保障のカギは日本社会と経済のより良い進路の提示にかかっている。
4. 冒頭で上げた今後の課題の解明が求められている。

1955年～1980年代末 対米従属の下での経済の高度成長

米国との貿易摩擦

為替の是正 プラザ合意

1990年～現在 対米従属の下での経済停滞

日本は今や国家破産の状況にある。これに対応できる緊急の政策提言が求められている。